

日本がん・生殖医療学会誌 投稿規程

1. 投稿者の資格

本会誌への投稿者(著者および共著者)は、原則として本学会の会員に限る。

2. 論文の種類

投稿論文は、がん・生殖医療の発展に寄与するもので、論文の種類は、原著、総説、研究報告、症例報告などとし、他誌に発表されていないものに限る。

3. 倫理的配慮

論文の投稿にあたっては、「ヘルシンキ宣言」、厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」、および外科関連学会協議会「症例報告を含む医学論文及び学会発表における患者プライバシー保護に関する指針」などの倫理指針を遵守する。

4. 利益相反

投稿者は、本会にて定める「利益相反に関する指針」に従い、利益相反状態を明らかにするため、所定の申告書に記入し、投稿論文と共に提出する。

5. 著作権

本会誌に掲載された論文その他の著作権は日本がん・生殖医療学会に帰属する。筆頭著者は、投稿論文の著作権が日本がん・生殖医療学会に帰属すること、論文が未発表であること、投稿に際し所定の倫理指針を遵守したことを誓約する書類(様式1)を提出する。

6. 執筆要領

- 1) 原稿は、原則としてパーソナルコンピューター上のWordで作成する。
- 2) 原稿は、A4版横書き、1ページに約1,000字(35字×28行)とする。
- 3) 投稿原稿の1編は、本文、文献、図表を含めて以下の枚数以内とする。

原著論文	12枚(約12,000字以内)
総説	12枚(約12,000字以内)
研究報告	12枚(約12,000字以内)
症例報告	6枚(約6,000字以内)
その他	12枚(約12,000字以内)
- 4) 図表および写真は、本文と別に添付し、図1、表1、写真1などと順番を付す。
- 5) 原著論文は、以下の通り記述する。

「和文原稿」

800字程度の和文抄録、キーワード5語程度、緒言、方法、結果、考察、謝辞、文献の順序とする。表題、筆頭著者、共著者、所属機関については英文の表記も記載する。

6) 表記方法

測定単位はmetric unitを用い、数字は算用数字を用いる。英語の綴りは米国式とし、本文中に略語をしようする場合は、その単語を最初に用いる箇所と言語を記載の上()内に略語を併記する。

7) 文献の記載方法

引用文献は、論文に直接関係あるものにとどめ、バンクーバー方式で記載する。本文中には、引用箇所に引用順に参考文献の連番を振り右肩上に片パーレン付き⁽¹⁾⁽²⁾…で明記し、参考文献欄に連番順に文献を記述する。著者名は3名までを明記し、それ以上は「…ら」あるいは「…et al.」と記す。雑誌名の略称は、日本医学雑誌略名表、Index Medicusに従う。

<雑誌の場合>

著者名:表題. 雑誌名. 巻:頁一頁, 発行年(西暦).
例) 鈴木直, 吉岡信人, 杉下陽堂:がん・生殖医療の実践に基づいた化学療法後の妊孕性温存の可能性について. がんと化学療法. 39(2):151-7, 2012.

<単行本の場合>

著者名:表題. 編者名. 書名. 発行地:発行社名:頁一頁, 発行年(西暦).
例) 甲斐克則:生殖医療と刑法, 医事刑法研究第4巻. 成文堂:4-12, 2010.

<ウェブサイトの場合>

そのページの題名. ウェブサイト名. 入手先URL, (入手日付)
例) 倫理に関する見解. 公益社団法人日本産科婦人科学会. <http://www.jsog.or.jp/ethic/index.html>, (2015.10.1)

<ウェブサイトから入手した文献の場合>

著者名. 文献名. 版表示, 出版年. 入手先URL, (入手日付)
例) 厚生労働省編. 最近の医療費の動向(年次版). 平成26年度, 2015. <http://www.mhlw.go.jp/topics/medias/year/14/index.html>, (2015.10.1)

7. 投稿方法

投稿原稿は、表題(和文・英文のみ記載)を付した本文と図表および写真等一式、誓約書(様式1)、投稿届出書(様式2)、投稿論文チェックリスト(様式3)とともに、ファイル名を「投稿原稿」として下記メールアドレスに送信する。

<送付先> e-mail: hrepro.k@peach.ocn.ne.jp
〒226-0003 横浜市緑区鴨居 6-19-20
株式会社ヒューマンリプロ・K 内
日本がん・生殖医療学会 事務局

8. 論文の受付および採否

- 1) 論文の到着日を受付日とする。
- 2) 論文の採否は、査読を経て編集委員会で決定する。査読者は編集委員会が委嘱する。
- 3) 原稿は、編集方針に従って加筆、削除、修正などを求める場合がある。
- 4) 査読を経て編集委員会で採択が決定された投稿原稿は、著者校正は1回行う。但し、校正は字句の修正にとどめ、5日以内に返送する。

9. 著者が負担すべき費用

- 1) 別刷は、全て著者の負担とする。
- 2) 論文掲載に際して規定以上の諸費用がかかった場合は、その実費は著者負担とする。

附則

この規程は、2022年2月11日から施行する。